



山形県公報

令和2年2月28日(金)
第84号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

○建築士法施行細則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……132

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……137
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……138
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) ……同
- 同……………(同) ……139
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……140
- 国土調査の成果の認証……………(農村計画課) ……142
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……143
- 一般国道の供用の開始……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 同……………(同) ……144
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) ……145
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 同……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 建築士法第4条第4項第3号の規定により同項第1号及び第2号に掲げる者と
同等以上の知識及び技能を有すると認める者……………(建築住宅課) ……同
- 建築士法第15条第2号の規定により同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び
技能を有すると認める者……………(同) ……147
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……148

教育委員会関係

規 則

○山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則……………149

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・県産品振興課) ……150

規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第4号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年12月県規則第131号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第4条第2項及び第3項」を「第4条第3項」に、「」に本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した」を「。以下「免許申請書」という。）に次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 本籍の記載のある住民票の写し（その写しを得られない正当な事由がある場合には、これに代わる適当な書類として知事が認めるもの）
- (2) 知事又は法第15条の6第1項の規定に基づき知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）が交付した二級建築士試験又は木造建築士試験に合格したことを証明する書類
- (3) 法第4条第4項第1号に該当する者にあつては同号に規定する学校を卒業したことを証する証明書（その証明書を得られない正当な事由がある場合には、これに代わる適当な書類として知事が認めるもの）、同項第2号に該当する者にあつては同号に規定する学校を卒業したことを証する証明書（その証明書を得られない正当な事由がある場合には、これに代わる適当な書類として知事が認めるもの）並びに実務経歴書（別記様式第1号の2）及び実務経歴証明書（別記様式第1号の3）（以下「実務経歴書等」という。）、同項第3号に該当する者にあつては同項第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを認定するに必要な資料となるべき書類

第3条第2項中「前項の場合において法第4条第3項」を「法第4条第5項」に、「、前項の」を「、」に、「外国」を「第1項第1号に掲げる書類及び外国」に、「添えなければ」を「添えて知事に提出しなければ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第19条第1項第1号に掲げる書類に記載された内容と免許申請書に記載された内容が同一である場合には、前項第3号に掲げる書類（実務経歴書等を除く。）を添えることを要しない。

第6条第3号中「、木造建築士試験合格、二級建築士選考合格又は木造建築士選考合格」を「又は木造建築士試験合格」に改める。

第7条第1項中「本籍の記載のある住民票の写し」を「第3条第1項第1号に掲げる書類」に改める。

第14条の12中「第3条第1項」を「第3条」に、「及び第14条」を「、第14条及び第14条の3」に、「規定中」を「規定（第3条第1項及び第14条の3を除く。）中」に、「第4条第1項」を「第3条第1項中「添えて知事」とあるのは「添えて法第10条の20第1項に規定する都道府県指定登録機関（以下「指定登録機関」という。）」と、同項第1号及び第3号中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、第4条第1項に、「とする」を「と、第14条の3中「法第10条の20第1項に規定する都道府県指定登録機関（以下「指定登録機関」という。）」とあるのは「指定登録機関」とする」に改める。

第17条第1項中「、その申請により」を削り、「に引き続き」を「（以下「学科合格試験」という。）に引き続き」に、「2回」を「4回の二級建築士試験又は木造建築士試験のうち2回（当該学科合格試験の建築設計製図の試験を受けなかった場合においては、3回）」に改め、同条第2項を削る。

第19条第1項中「法第15条の6第1項の規定に基づき知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）が同項」を「指定試験機関が法第15条の6第1項」に改め、同項第1号中「又は第2号に」を「に」に、「当該各号に掲げる」を「同号に規定する」に、「その学校を卒業したことを証するに足る適当な2人以上の証明のある書類）、同条第3号」を「これに代わる適当な書類として知事が認めるもの）、同条第2号」に、「又は第2号のいずれか」を「に掲げる者」に、「なるべき書類」を「なるべき書類、同条第3号に該当する者にあつては実務経歴書等」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第29条第2項中「合格者一覧表」を「合格者一覧表、受験申込書その他合格者の経歴を確認することができる書類」に改める。

別記様式第1号中「本籍の記載のある住民票の写しを添えて」を「建築士法施行細則第3条（第14条の12の規定により読み替えて適用される第3条）の規定により」に改め、

ふりがな 氏名	生年月日	年 月 日	性別 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>	写 真 縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入して貼付してください。 貼付した写真は免許証（免許証明書）に転写されます。
本 籍				
現住所	郵便番号 電話番号 ()			
試験選考	二級建築士試験 又は 二級建築士の選考 木造建築士試験 又は 木造建築士の選考 に合格した時期 年			
	合格証明書日付	年 月 日	合格証明書番号	第 号

を

ふりがな 氏名	生年月日	年 月 日	性別 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>	写 真 縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入して貼付してください。 貼付した写真は免許証（免許証明書）に転写されます。
本 籍				
現住所	郵便番号 電話番号 ()			
試 験	二級建築士試験 に合格した時期 年 木造建築士試験			
	合格通知書日付	年 月 日	合格番号	第 号

に、

登録申請 区分	1 学歴のみ <input type="checkbox"/> 2 学歴及び実務経験 <input type="checkbox"/> 3 実務経験のみ <input type="checkbox"/> 4 建築士法第4条第5項 <input type="checkbox"/> 5 建築設備士 <input type="checkbox"/>		
学 歴	学校名	学部・学科名	入学・卒業（修了）年月
			年 月入学 年 月卒業（修了）
			年 月入学 年 月卒業（修了）
実務経験	建築実務経験期間の合計 年 月		
外国の建 築士免許	免許名称	免許者名	免許の年月日
			年 月 日

※ 審 査	手数料	写真照合	住民票照合	名簿照合者	合格者	欠格審査	名簿登録	発免許 行証
※登録番号		※登録年月日			年 月 日	※受付欄		

を

※受付欄

に改

め、同様式の注書第1項中「数字は」を「数字は、」に改め、同注書第2項中「※印欄は」を「※印欄は、」に改め、同注書第4項を次のように改める。

4 学歴、実務経験及び外国の建築士免許の欄は、該当するもののみ記入すること。

別記様式第1号の次に次の2様式を加える。

様式第1号の2

実務経歴書				
<p>私は、^{二級建築士 免許}の_{木造建築士 試験}を受けたいので、建築実務の経歴を下記の通り記載し、併せて第三者がこの実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。</p> <p>私は、下記事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 (署 名)</p> <p>山形県知事 殿 指定登録（試験）機関 (名称)</p>				
勤務先等				
勤務先（部課名まで）		所在地（番地まで）		在職期間の合計
				年 月～ 年 月 年 月
在職期間		地位職名	建築実務の内容（建築士法施行規則第1条の2）	
年月～年月	年月数			
建築実務の詳細			建築実務経験期間の合計	
			年 月	
(1)	対象物件の名称等	対象物件の所在地		建築実務経験期間
				年 月～ 年 月 年 月
	実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務等）			

(2)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	
			年 月～ 年 月	年 月
	実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務等）			
(3)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	
			年 月～ 年 月	年 月
	実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務等）			
※受付欄				

- (注) 1 数字は、算用数字を用いること。
 2 ※印欄は、記入しないこと。
 3 この実務経歴書は、勤務先（自営業を含む。）毎に作成し、建築に関する実務の経歴について登録に必要な業務内容を年代順に記入すること。
 4 虚偽の実務経歴を記入した場合、建築士法上の措置及び登録が認められないことがあること。

様式第1号の3

実務経歴証明書

年 月 日

山 形 県 知 事
 指定登録（試験）機関 殿
 （名 称）

証明者 印
 住所・所在地
 電話番号
 免許申請者（受験申込者）との関係

下記の者が申請した二級建築士免許申請書若しくは木造建築士免許申請書又は提出した受験申込書に添付された実務経歴書は、事実と相違しないことを証明します。

記

1. 免許申請者（受験申込者）氏名
2. 建築実務経験
 建築実務経験期間の合計： 年 月
 建築実務の内容：

- (注) 1 この実務経歴証明書は、実務経歴書毎に作成すること。
 2 使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認して証明すること。
 3 虚偽の証明を行った場合、証明者は、建築士法上の処分及び告発の対象となり得ることがあること。

別記様式第3号の注書第2項中「写し」を「写し（その写しを得られない正当な事由がある場合には、これに代わる適当な書類として知事（指定登録機関）が認めるもの）」に改める。

別記様式第9号及び別記様式第10号を次のように改める。

様式第9号及び様式第10号 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に行われた二級建築士試験又は木造建築士試験（以下「二級建築士試験等」という。）に合格した者に係る免許の申請については、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日前に行われた直近2回の二級建築士試験等のうちいずれかの二級建築士試験等の学科の試験に合格した者に係る学科試験の免除については、改正後の第17条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

山形県告示第91号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和2年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
陵 南 調 剤 薬 局	寒河江市内ノ袋一丁目9番地の6	平成31. 4. 1
南 陽 調 剤 薬 局	南陽市宮内1210-7	令和元. 10. 28
佐 藤 診 療 所	鶴岡市鼠ヶ関乙49番地	同 11. 1
ひまわり薬局 こびあ酒田店	酒田市泉町1-15	同 12. 1
共 創 未 来 ち わ ら 薬 局	鶴岡市茅原字草見鶴109	同
共 栄 堂 薬 局 は ま だ 店	酒田市浜田一丁目7番57号	同
毛 呂 歯 科 医 院	鶴岡市泉町8番14号	令和 2. 1. 1

山形県告示第92号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定医療機関の名称及び所在地
本間なかまちクリニック
酒田市中町三丁目4番12号
- 変更の内容

指 定 医 療 機 関 の 名 称		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
のぞみ診療所	本間なかまちクリニック	令和元. 12. 1

山形県告示第93号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	廃止年月日
陵 南 調 剤 薬 局	寒河江市内ノ袋一丁目9番地の6	平成31. 3. 31
姉 崎 医 院	最上郡真室川町大字大沢813番地	令和元. 8. 27
佐 藤 診 療 所	鶴岡市鼠ヶ関乙49番地	同 10. 31
毛 呂 歯 科 医 院	鶴岡市泉町8番14号	同 12. 31
葵 調 剤 薬 局 鶴 岡 店	鶴岡市錦町21番11号	令和 2. 1. 31

山形県告示第94号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
ほのぼのケアサービス居宅介護支援センター
南陽市和田3369番地
- (2) 届出の内容

指 定 介 護 機 関 の 所 在 地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
南陽市漆山1306番地の1	南陽市和田3369番地	平成20. 1. 4

- 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
ほのぼのケアサービス福祉用具レンタル
南陽市和田3369番地
- (2) 届出の内容

指 定 介 護 機 関 の 所 在 地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
南陽市漆山1306番地の1	南陽市和田3369番地	平成20. 1. 4

- 3 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
 ほのぼのケアサービスヘルパーステーション
 南陽市和田3369番地
 (2) 届出の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
南陽市漆山1306番地の1	南陽市和田3369番地	平成20. 1. 4

山形県告示第95号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
 なごみ指定居宅介護支援事業所
 寒河江市大字日和田6番地の14
 2 変更の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
寒河江市大字日和田6番地の11	寒河江市大字日和田6番地の14	令和 2. 2. 1

山形県告示第96号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
寒河江市西村山郡訪問看護ステーション	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	寒河江市中央二丁目2番1号	平成30. 9. 30
ヘルパーステーションあらた	訪 問 介 護	酒田市東町一丁目15番地の25	平成31. 3. 31
白鷹町訪問看護ステーション	居 宅 介 護 支 援	西置賜郡白鷹町大字荒砥甲488	同
老人保健施設のぞみの園	認知症対応型通所介護	鶴岡市茅原町26番23号	同 4. 1

ケアサポートひばり	訪 問 介 護	酒田市こあら三丁目6番18	同 4.30
有限会社瀬尾薬局駅前店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	酒田市駅前二丁目4の1	令和元. 5.31
ほのぼのケアサービス居宅介護支援センター	居 宅 介 護 支 援	南陽市和田3369番地	同 6.30
ほのぼのケアサービス福祉用具レンタル	福 祉 用 具 貸 与 介護予防福祉用具 貸与	南陽市和田3369番地	同
ほのぼのケアサービスヘルパーステーション	訪 問 介 護	南陽市和田3369番地	同
デイサービスセンターほのぼの	通 所 介 護	南陽市竹原2839番地の1	同
クオリティケアサポートセンター渋谷別館	通 所 介 護	東根市温泉町二丁目2番20号	同 10.31

山形県告示第97号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
山形農業協同組合
代表理事組合長 岡崎 輝明
山形市旅籠町一丁目12-35
- 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
佐竹 浩文 上山市宮脇658-2202 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	令和2年1月31日
杉沼 忠志 山形市大字門伝1073 玄米、小麦、大豆、そば			
高橋 広行 上山市金生西二丁目2-19 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
吉田 邦弘 山形市大字鮎洗471 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
佐藤 隆一 山形市蔵王半郷501-1 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
山口 正昭 山形市蔵王半郷2339-3 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		

高橋 俊一 東村山郡中山町大字土橋82-3 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
大場 一仁 上山市権現堂850-1 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
樋口 彰史 山形市薬師町一丁目4-33 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
古内 拓己 山形市深町二丁目3-12 ハイカムールのぞみA101 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
武田 修 山形市漆山3483-58 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
笹原 宏之 山形市大字村木沢40 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
秋葉 達也 上山市朝日台二丁目4-17 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
土屋 弘之 上山市矢来四丁目16-58-8 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
井上 信一郎 上山市久保手3231 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
結城 直人 山形市双葉町二丁目3-4 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
山川 喜与一 東村山郡中山町大字達磨寺107 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
東海林 賢一 山形市大字灰塚137 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
熊谷 徹 山形市成沢西四丁目8-63 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
屋島 正人 山形市印役町三丁目11-12 シャルマンロージェ105号 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
秋葉 侑也 寒河江市白岩122-16 玄米、小麦、大豆、そば	同 左

板坂 和広 西村山郡河北町谷地戊46 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
五十嵐 裕平 米沢市直江町4-28 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		

山形県告示第98号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和2年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
天童市
- 2 調査を行った期間
平成28年12月22日から平成31年3月13日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
天童市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
大字寺津及び大字藤内新田の各一部
- 5 認証年月日
令和2年2月18日

山形県告示第99号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和2年2月28日から同年3月13日まで縦覧に供する。

令和2年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東村山郡中山町大字長崎字渡丸4145番1から 同 岡字金田2008番12まで	旧	28.4メートル } 22.2	58メートル
同 上	新	28.4メートル } 23.2	同 上

山形県告示第100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和2年2月28日から同年3月13日まで縦覧に供する。

令和2年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天童寒河江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東村山郡中山町大字長崎字渡丸4144番3から 同 岡字径田2005番まで	旧	24.8メートル } 18.5	149メートル
東村山郡中山町大字長崎字渡丸4144番3から 同 岡字径田1996番1まで	新	39.5メートル } 23.5	同 上

山形県告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和2年2月28日から同年3月13日まで縦覧に供する。

令和2年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長岡中山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
天童市大字長岡字ガラン110番3から 同 平段294番4まで	旧	5.0メートル } 3.5	180メートル
天童市大字長岡字ガラン110番1から 同 平段294番1まで	新	7.4メートル } 6.0	同 上

山形県告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和2年2月28日から同年3月13日まで縦覧に供する。

令和2年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 458号
- 2 供用開始の区間 東村山郡中山町大字長崎字渡丸4145番1から
同 岡字金田2008番12まで
- 3 供用開始の期日 令和2年2月28日

山形県告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和2年2月28日から同年3月13日まで縦覧に供する。

令和2年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 天童寒河江線
- 2 供用開始の区間 東村山郡中山町大字長崎字渡丸4144番3から
同 岡字径田1996番1まで
- 3 供用開始の期日 令和2年2月28日

山形県告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和2年2月28日から同年3月13日まで縦覧に供する。

令和2年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 長岡中山線
- 2 供用開始の区間 天童市大字長岡字ガラン110番1 から
同 平段294番1 まで
- 3 供用開始の期日 令和2年2月28日

山形県告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和2年2月28日から同年3月13日まで縦覧に供する。

令和2年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 次年子大浦線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
北村山郡大石田町大字大浦字外山809番3 から 同 828番1 まで	旧	45.0 <small>メートル</small> } 11.5	<small>メートル</small> 244
同 上	新	53.5 <small>メートル</small> } 11.5	同 上

山形県告示第106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和2年2月28日から同年3月13日まで縦覧に供する。

令和2年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 大石田畑線
- 2 供用開始の区間 北村山郡大石田町大字大浦字矢櫃1340番1 から
同 外山1715番61まで
- 3 供用開始の期日 令和2年2月28日

山形県告示第107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和2年2月28日から同年3月13日まで縦覧に供する。

令和2年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 次年子大浦線
- 2 供用開始の区間 北村山郡大石田町大字大浦字外山809番3 から
同 828番1 まで
- 3 供用開始の期日 令和2年2月28日

山形県告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和2年2月28日から同年3月13日まで縦覧に供する。

令和2年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大塚米沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東置賜郡川西町大字大塚字一貫分一1735番7から 同 三1769番まで	旧	9.0メートル } 5.0	メートル 263
同 上		11.2メートル } 5.0	メートル 282
同 上	新	13.0メートル } 7.0	メートル 258

山形県告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和2年2月28日から同年3月13日まで縦覧に供する。

令和2年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 大塚米沢線
- 2 供用開始の区間 東置賜郡川西町大字大塚字一貫分一1735番7から
同 三1769番まで
- 3 供用開始の期日 令和2年2月28日

山形県告示第110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和2年2月28日から同年3月13日まで縦覧に供する。

令和2年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 鶴岡村上線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市大針字小針61番から
同 まで
- 3 供用開始の期日 令和2年2月28日

山形県告示第111号

建築士法（昭和25年法律第202号）第4条第4項第3号の規定により、同項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を次のように定め、令和2年3月1日から施行する。

令和2年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 下表（い）欄に掲げる学校において、同表（ろ）欄に掲げる科目を修めて卒業（学校教育法（昭和22年法律第26号）による専門職大学の前期課程にあっては、修了）した後、それぞれの区分に応じ、同表（は）欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第4条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)
学校教育法による大学又は高等専門学校	建築士法第4条第4項第1号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（令和元年国土交通省告示第749号。以下「告示第749号」という。）第1に規定する科目（告示第749号第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
	建築士法第4条第4項第2号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（令和元年国土交通省告示第750号。以下「告示第750号」という。）第1に規定する科目	2年
防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛大学校又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	告示第749号第1に規定する科目	0年
	告示第749号第1に規定する科目（告示第749号第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
	告示第750号第1に規定する科目	2年
学校教育法による高等学校又は中等教育学校	告示第750号第1に規定する科目（告示第750号第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。）	3年

(注) (ろ) 欄に掲げる科目の単位の計算は、学校教育法による大学（短期大学を除く。）にあつては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）又は専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）の規定の例によるものとし、同法による短期大学にあつては短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）又は専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）の規定の例によるものとし、同法による高等専門学校にあつては高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあつては大学設置基準の規定に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあつては短期大学設置基準の規定に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあつては高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）の規定の例によるものとする。

2 下表(い)欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表(ろ)欄に掲げる年数以上で、同表(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)	(に)
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校	2年	告示第749号第1に規定する科目	0年
		告示第749号第1に規定する科目（告示第749号第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
	1年	告示第750号第1に規定する科目	2年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	2年	告示第750号第1に規定する科目（告示第750号第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。）	3年
	1年	告示第750号第1に規定する科目（告示第750号第1各号中「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替えるものとする。）	4年

(注) (は) 欄に掲げる科目の単位の計算は、学校教育法による専修学校にあつては専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあつては専修学校設置基準の規定に準じて行うものとする。

3 下表(い)欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表(ろ)欄に掲げる年数以上で、同表(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)	(に)
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	3年	告示第749号第1に規定する科目（告示第749号第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
	1年	告示第750号第1に規定する科目	2年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	3年	告示第750号第1に規定する科目	2年
	2年	告示第750号第1に規定する科目（告示第750号第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。）	3年
	1年	告示第750号第1に規定する科目（告示第750号第1各号中「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替えるものとする。）	4年

(注) (は) 欄に掲げる科目の単位の計算は、専修学校設置基準の規定に準じて行うものとする。

4 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士

5 平成20年11月28日前に平成20年12月県告示第1109号（建築士法第15条第3号の規定により同条第1号及び第2号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者）による廃止前の昭和26年10月県告示第520号（山形県二級建築士試験受験資格）第3号及び第5号から第7号まで（以下「旧告示第3号等」という。）に定める課程を修めて卒業し、建築に関する実務の経験をこれらの課程に応じてそれぞれ旧告示第3号等に定める年数に満たない年数しか有しない者で、同日以後に同日前の建築に関する実務の経験年数と同日以後の建築実務の経験年数を合わせてこれらの課程に応じてそれぞれ旧告示第3号等に定める年数以上有することとなる者

6 前各項に掲げる者のほか、知事が建築士法第4条第4項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

山形県告示第112号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条第2号の規定により、同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を次のように定め、令和2年3月1日から施行し、平成20年12月県告示第1109号（建築士法第15条第3号の規定により同条第1号及び第2号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者）は、令和2年2月29日限り廃止する。

令和2年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 下表（い）欄に掲げる学校において、同表（ろ）欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表（は）欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第4条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)
防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛大学校又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	建築士法第15条第1号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（令和元年国土交通省告示第753号。以下「告示第753号」という。）第1に規定する科目	0年
学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は中等教育学校	告示第753号第1に規定する科目（告示第753号第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。）	1年

(注) (ろ) 欄に掲げる科目の単位の計算は、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあっては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の規定に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）の規定に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）の規定の例によるものとする。

2 下表（い）欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表（ろ）欄に掲げる年数以上で、同表（は）欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表（に）欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)	(に)
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校	1年	告示第753号第1に規定する科目	0年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	2年	告示第753号第1に規定する科目（告示第753号第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。）	1年
	1年	告示第753号第1に規定する科目（告示第753号第1各号中「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替えるものとする。）	2年

(注) (は) 欄に掲げる科目の単位の計算は、学校教育法による専修学校にあつては専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあつては専修学校設置基準の規定に準じて行うものとする。

- 3 下表(い)欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表(ろ)欄に掲げる年数以上で、同表(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)	(に)
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	1年	告示第753号第1に規定する科目	0年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	3年	告示第753号第1に規定する科目	0年
	2年	告示第753号第1に規定する科目（告示第753号第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。）	1年
	1年	告示第753号第1に規定する科目（告示第753号第1各号中「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替えるものとする。）	2年

(注) (は) 欄に掲げる科目の単位の計算は、専修学校設置基準の規定に準じて行うものとする。

- 4 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士
 5 平成20年11月28日前に平成20年12月県告示第1109号による廃止前の昭和26年10月県告示第520号（山形県二級建築士試験受験資格）第3号及び第5号から第7号までに定める課程に在学した者であつて、当該課程を修めて卒業した者
 6 前各項に掲げる者のほか、知事が建築士法第15条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

山形県告示第113号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び寒河江市役所において縦覧に供する。

令和2年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私道村総建第187号
- 2 指定の場所 寒河江市大字西根字下堰551番2の一部、551番3の一部、551番21の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル
延長 74.05メートル
- 4 指定年月日 令和2年2月18日

教育委員会関係

規 則

山形県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月28日

山形県教育委員会
教育長 菅 間 裕 晃

山形県教育委員会規則第3号

山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成29年2月24日山形県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の5」を「第47条の6」に改める。

第2条中「協議会は、山形県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「山形県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育委員会に、「設置する」を「協議会を設置する」に改め、同条に次の2項を加える。

2 教育委員会は、協議会を設置するときは、あらかじめ、協議会を設置しようとする学校の校長の意見を聴くものとする。

3 教育委員会は、協議会を設置するときは、当該協議会が学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）に対してその旨を通知するものとする。

第3条を削り、第4条第1項中「指定を受けた学校（以下「指定学校」という。）」を「対象学校」に改め、同条第2項中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「第47条の5第4項又は第5項」を「第47条の6第6項又は第7項」に改め、「指定学校」を「対象学校」に改め、同条に次の1項を加える。

2 協議会は、当該対象学校の職員の任用に関して、第3条の校長が定める基本的な方針の実現に資する事項について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

第5条を第4条とする。

第6条第1項中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条第2項中「その活動状況」を「学校運営及び学校運営への必要な支援に関する協議の結果」に改め、同条を第5条とする。

第7条第2項第1号及び第2号中「指定学校」を「対象学校」に改め、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同項第4号中「指定学校」を「対象学校」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「指定学校」を「対象学校」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

第7条を第6条とする。

第8条を第7条とする。

第9条第2項第1号中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条を第8条とする。

第10条第2項中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条を第9条とする。

第11条第1項中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条を第10条とする。

第12条第1項第1号中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条を第11条とする。

第13条の見出しを「（協議会の適正な運営の確保のために必要な措置）」に改め、同条第1項中「行う」を「行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずる」に改め、同条第2項中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条を第12条とする。

第14条を削り、第15条第2項中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条を第13条とする。

第16条を第14条とする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の第3条第1項の規定により指定を受けている学校は、改正後の第2条第1項本文の規定により学校運営協議会を設置された学校とみなす。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに山形市役所において令和2年6月29日まで縦覧に供する。

令和2年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
元気市場たかはし元木店
山形市元木一丁目68番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
高橋畜産食肉株式会社 山形市青田一丁目1番44号
代表取締役 高橋 勝幸
- 3 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - イ 駐車場の位置
(変更前) 縦覧に供する図面のとおり
(変更後) 縦覧に供する図面のとおり
 - ロ 駐輪場の位置
(変更前) 縦覧に供する図面のとおり
(変更後) 縦覧に供する図面のとおり
 - ハ 荷さばき施設の位置
(変更前) 縦覧に供する図面のとおり
(変更後) 縦覧に供する図面のとおり
 - ニ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(変更前) 16.78立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）
(変更後) 16.87立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）
 - (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 4か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）
(変更後) 5か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）
- 4 変更年月日
 - (1) 3の(1)のイに掲げる事項 令和2年7月6日
 - (2) (1)以外の事項 令和元年12月1日
- 5 届出年月日
令和元年11月5日
- 6 その他
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和2年6月29日までに知事に提出することができる。
 - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
 - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見